（無線設備規則の一部改正）

第三条　無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（妨害波電圧等の許容値） **第六十五条**　通信設備以外の設備（施行規則第四十五条に規定する通信設備以外の設備をいう。）は、次の各号の区別に従い、当該各号に掲げる条件（総務大臣が別に告示するものを除く。）に適合しなければならない。 一　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを電磁放射、誘導結合又は容量結合の形式で用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低圧（直流にあつては七百五十ボルト以下、交流にあつては六百ボルト以下の電圧をいう。以下この項において同じ。）の電力系統に直接接続する施設で使用されるもの (1)　交流電源端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。 [略] 注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。 二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。 (2)　有線通信端子（電気通信回線に接続するための端子をいう。以下この条において同じ。）を有する設備の場合は、有線通信端子における妨害波電圧が次の表に定める値以下であること。 [略]	（妨害波電圧等の許容値） **第六十五条**　通信設備以外の高周波利用設備の電源端子における妨害波電圧並びに利用周波数による発射及び不要発射による磁界強度又は電界強度の最大許容値は、別に告示するものを除き、次のとおりとする。 一　一〇kHz以上四〇〇GHz以下の周波数の高周波エネルギーを発生させて、そのエネルギーを材料の処理、検査又は分析のために用いる設備であつて、住居用に使用する目的の建造物に給電する低電圧電力系統に直接接続する施設で使用されるもの (1)　電源端子における妨害波電圧の最大許容値 [同上] 注　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。 ［新設］

周波数帯	許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	八四デシベルから七四デシベルまで　※	七四デシベルから六四デシベルまで　※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	七四デシベル	六四デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

周波数帯	最大許容値（一マイクロボルトを〇デシベルとする。）	
	準尖頭値	平均値
［同上］	［同上］	［同上］

［新設］